

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の自然災害リスク

(想定される季節ごとの気象災害)

＜上士幌町地域防災計画 基本編 第2章第4節より一部抜粋＞

発生が想定される気象災害についての、季節ごとの特徴は以下のとおりである。

- ① 春は、気温上昇の時期ではあるものの降雪が見られるなど、低温、積雪、遅霜に注意が必要である。
- ② 夏は、特に7月、8月上旬にオホーツク海に高気圧が停滞すると、全国的にも日照時間が長い十勝地方においても、連日寡照、低温、降雨が続く。結果として、積算温度が低くなり、冷湿害の頻度が高くなる傾向がある。
- ③ 秋にかけては、集中豪雨の発生と、それに伴う河川の氾濫、農地の被害に注意が必要である。また、本州と異なり台風の上陸頻度は少ないが、台風被害の経験もあり、注意を要する。
- ④ 冬は、最低気温が-20度以下に達するなど全国有数の低温に見舞われる日があり、水道管の凍結等の被害が発生しうる。降雪、積雪は道内では比較的少ないが、暴風雪時の短時間の降雪による道路上の吹きだまり、路面状況による交通事故の発生に注意が必要である。また、強風による送電設備への被害による停電に伴い、暖房等の生活障害、交通障害等にも注意が必要である。

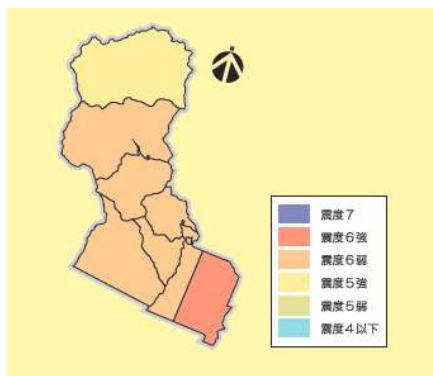
(想定される地震)

＜上士幌町地域防災計画 地震災害対策編 第2章第3節より一部抜粋＞

上士幌町を含む北海道十勝地方には、十勝平野断層帯が存在しており、マグニチュード8.0の地震が発生する可能性がある。過去の活動が十分に明らかではなく、最新活動時期が特定できていないこともあり、信頼度に注意を要するものの、今後30年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属するとされている。

上士幌町では、「十勝沖地震」(北海道地域防災計画、中央防災会議が想定)、「十勝平野断層帯主部による地震」(地震調査研究推進本部が想定)、「全国どこにでも起こりうる直下の地震」(中央防災会議が想定)の3種類を想定している。

□ 3種類のタイプの中で最も被害が予想される「十勝平野断層帯主部による地震」  
震度予想



## 被害予想

想定地震	想定 最大地震	建物被害棟数		人的被害数		
		全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
十勝平野断層帯 主部による地震	震度6強	95棟	402棟	1人	7人	75人

### (想定される風水害)

<上士幌町地域防災計画 風水害・火山災害対策編 第2章第3節より一部抜粋>

上士幌町におけるこれまでの風水害は主に集中豪雨や台風によるものが多い。

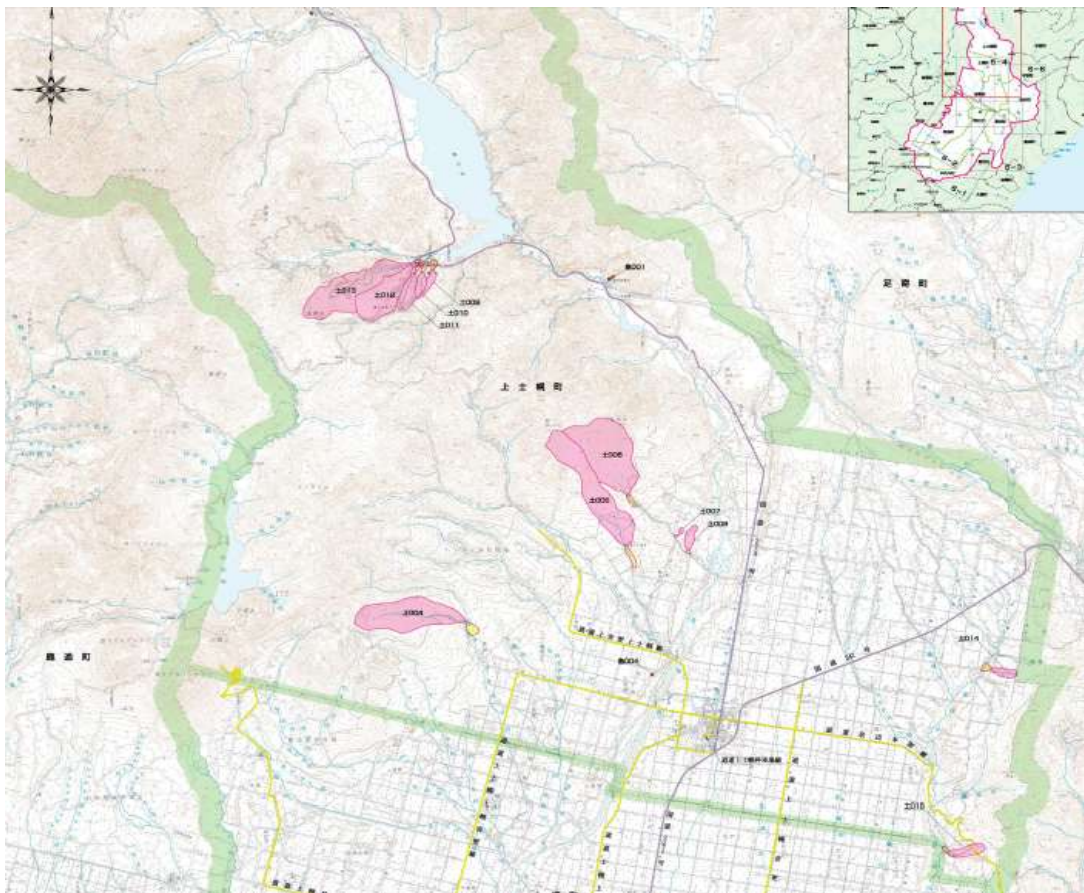
過去には集中豪雨や台風による土砂災害発生で国道273号が寸断し、糠平・幌加・三股地区が孤立化する等の事態が発生している。

今後も、長時間にわたる集中豪雨等が観測されることが想定される。しかし、近年の全国的な日降水量の増大、豪雨日水位の増加等を加味すると、過去の災害記録以上の災害が発生する可能性も十分に想定される。

□洪水氾濫危険区域図：策定なし

- ・大雨時による音更川河川近傍に居住する住民の浸水被害に注意が必要
- ・大雨等による市街地を流れるサックシュオルベツ川の内水氾濫に注意が必要

□土砂災害警戒区域図：令和2年度版



・ぬかびら源泉郷地区における土砂災害警戒区域の注意が必要（上記の土砂災害警戒区域図からぬかびら源泉郷地区が該当しているため、当該地区を喫緊で支援対応していく必

要がある。

なお、ぬかびら源泉郷地区の小規模事業者については、主に飲食店・宿泊業が中心で、13者がいる状況である。）」

(想定される火山災害)

＜上士幌町地域防災計画 風水害・火山災害対策編 第2章第3節2より一部抜粋＞

上士幌町におけるこれまでの火山災害は、昭和37年の十勝岳爆発の降灰に伴う被害が最も大きい。

大雪山系東部に位置する丸山（海拔 1,692m）は、平成元年に火山であることが確認され、平成3年に気象庁が火山に認定している。過去にも爆発や群発地震活動が記録されており、丸山についても過去の噴火の記録と同様の被害が発生するものと想定される。



(出典：上士幌町防災ガイドマップ（改訂版）令和2年3月）より)

## (2) 自然災害以外のリスク

(ブラックアウトを含む停電)

＜上士幌町地域防災計画 基本編 第2章第5節より一部抜粋＞

平成30年9月6日北海道胆振地方中東部を震源として発生した地震で、道内の火力発電所が緊急停止したことにより需給バランスが保てず、水力発電を含むすべての電源が停止となり、北海道全域が停電となった教訓に基づき公共施設等においては、非常用発電機の整備が進められている。

(感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルスは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(危険物等による災害)

＜上士幌町地域防災計画 基本編 第7章第3節より一部引用＞

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の災害発生を未然に防止するため、事業者における貯蔵・取扱等を適切にするとともに危険物の流出その他の事故が発生した時は、直ちに流出及び拡散の防止、危険物除去、その他の災害発生防止の処置、対策をあらかじめ定め被害の軽減を図ることが必要である。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
H25. 8. 24 ～8. 25	水害風害	大雨により、住宅、農業、土木、林業、水道施設、農作物に被害	床下浸水1件	農作物92.91haの被害	—	死者1名	1億7012万円
H27. 10. 1-3 . 8-9	水害風害	台風23号により、住宅、農業、林業、農作物に被害	—	農作物110.6haの被害を受けた	—	—	1億540万円
H28. 8. 30 ～8. 31	水害風害	台風10号により農業、土木、林業、水道施設、農作物に被害	—	農作物採草放牧地49.6haの被害	—	—	4億9220万円

(出典：上士幌町地域防災計画)

(2)商工業者の状況

- ・商工業者数 237人 (R2. 4月商工会独自調べデータ)
- ・小規模事業者数 214人 (R2. 4月商工会独自調べデータ)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	33	33	町内に広く分散
	製造業	16	16	〃
	卸売業	4	4	〃
	小売業	37	33	市街地に集中
	飲食店・宿泊業	37	37	市街地ほか、一部、ぬかびら源泉郷地区にあり
	サービス業・その他	110	91	町内に広く分散

(3)これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
上士幌町防災会議条例	S38. 1	施行
上士幌町地域防災計画	R2. 8	改正
防災訓練等の実施	R2. 9	町主催防災訓練(市街地地区)

	R 2. 1 0	町主催防災訓練（ぬかびら源泉郷地区）
	R 2. 1 1	町主催防災セミナー
防災備品の備蓄	R 2. 1 1	備蓄食料（1, 050食）アルファ米等 非常用簡易トイレ（900個）

## 2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
専門家によるBCP説明及び 入門編の策定及び登録	H31. 2	中小庁入門編様式による8件作成

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することが必要。

## 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	33	33	0	0	0	0	0
製造業	16	16	0	0	0	0	0
卸売業	4	4	0	0	0	0	0
小売業	37	33	0	1	0	0	0
飲食店・宿泊業	37	37	1	1	2	2	2
サービス業・その他	110	91	1	0	1	1	1
合 計	237	214	2	2	3	3	3

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで前記の土砂災害警戒区域に該当するぬかびら源泉郷地区の小規模事業者を優先し、本計画期間において当該地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標
-----	-----	-----

事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

#### 4 その他

- ・ 経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

**5 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)**

**6 事業継続力強化支援事業の内容**

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

上士幌町	上士幌町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

**(1) 事前の対策**

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
  - ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録や上士幌町地域防災計画等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
  - ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
  - ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
  - ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
  - ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業所への周知を行うと共に、今後の感染症対策等につながる支援を実施する。
  - ・事業所へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- イ. 商工会自身の事業継続計画の作成
- ・当商工会は、令和5年4月までに事業継続計画を策定予定
  - ・感染症予防については「新北海道スタイル（新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル）」を基に商工会の業務に係る計画を策定予定。
- ウ. 関係団体等との連携
- ・提携先の保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
  - ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
  - ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	37	33	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
飲食店・宿泊業	37	37	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2
サービス業・その他	110	91	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1
合計	237	214	2	2	3	3	3	2	2	3	3	3

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会（上士幌町役場・上士幌町商工会役員等）において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果は商工会に設置し地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	上士幌町 商工観光課商工担当

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、当町商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による同知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・上士幌町災害対策本部の方針に従い、当町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。

また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。



種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・ 気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・ 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・ 町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・ 本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

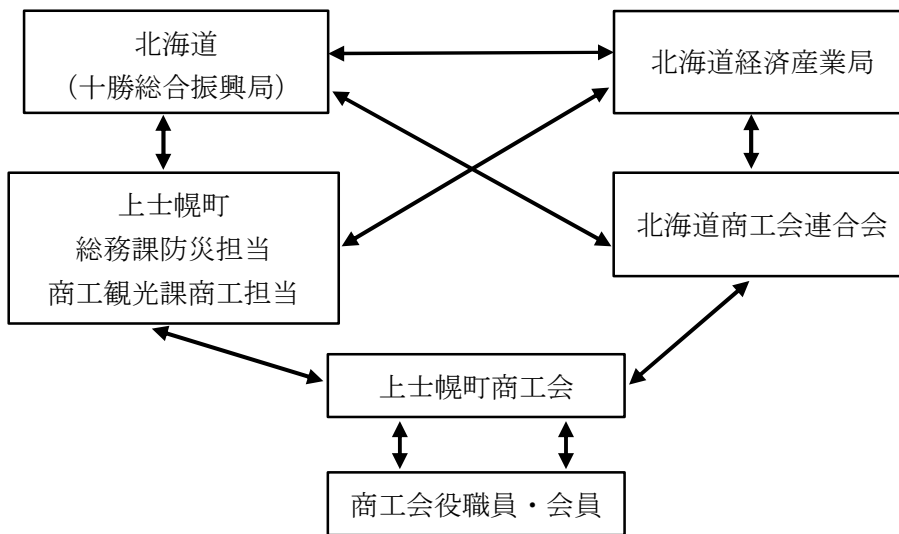
- ・ 必要な情報の把握と発信を行うとともに交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象として支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

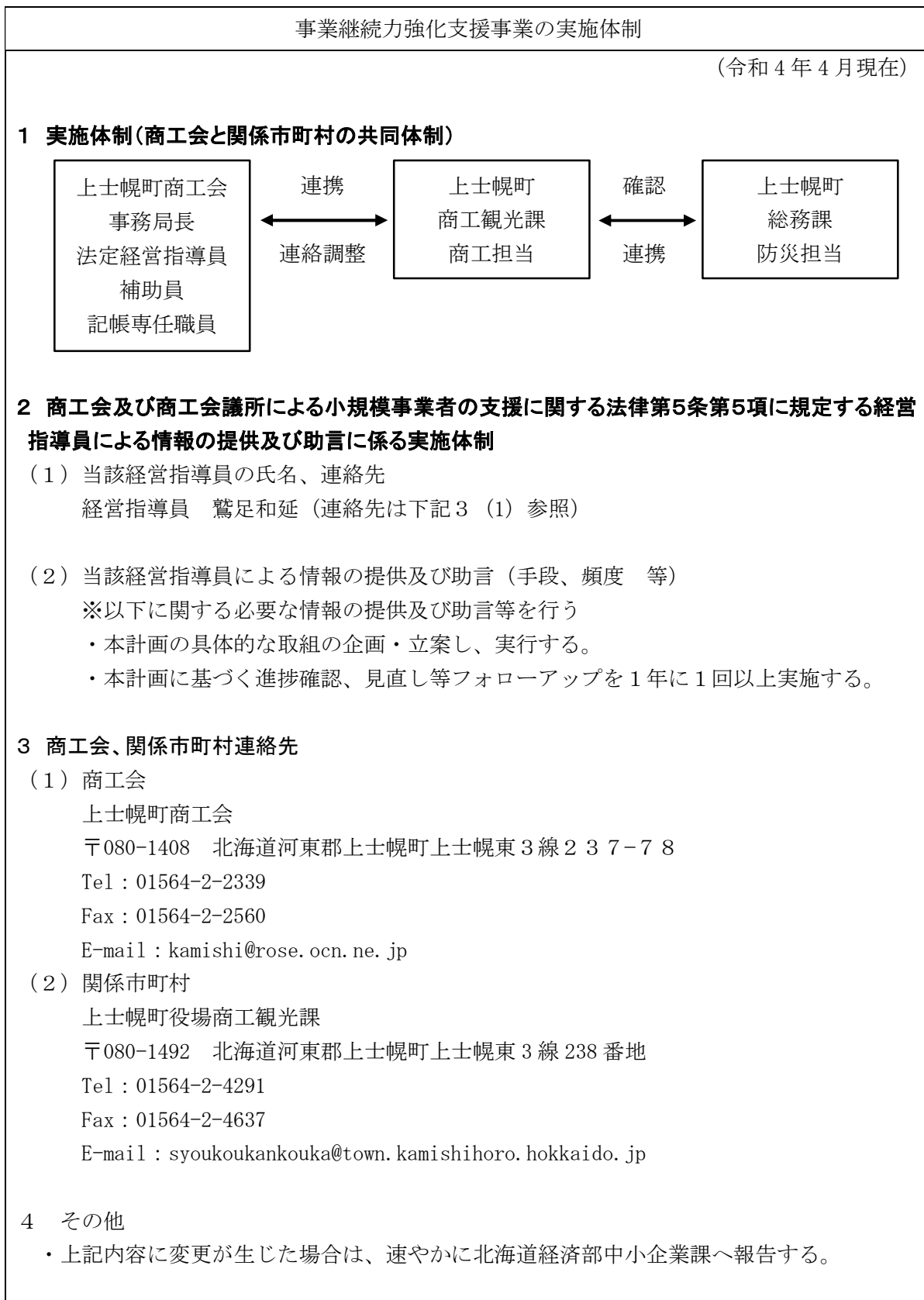
- ・上士幌町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、上士幌町・上士幌町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	250	250	250	250	250
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンプ、チラシ作成費	60	60	60	60	60
・ その他	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。